

制定 2020年4月1日

改正 2022年4月1日

福祉用具プランナー養成規程

1. 目的

この規程は、福祉用具や住宅改造等に関する適切な知識と適用に関する技術を有する専門職としての福祉用具プランナーを養成し、もってケアチームの一員として他職種と連携を取りながら高齢者や障害者の社会生活を支援することを目的とする。

2. 福祉用具プランナーの定義

福祉用具プランナーとは、別紙1「福祉用具プランナー認定講習要綱」（以下、「講習要綱」という。）に基づく講習（以下、「認定講習」という。）または、これと同等以上であると公益財団法人テクノエイド協会理事長（以下、「理事長」という。）が認める講習を履修後、理事長が実施する福祉用具プランナー認定試験（以下、「認定試験」という。）に合格し、福祉用具プランナー登録簿（以下、「登録簿」という。）に登録された者及び福祉用具プランナー登録の更新を完了し登録簿に登録された者をいう。

ただし、2019年度までに理事長から福祉用具プランナー研修修了証書を交付された者も福祉用具プランナーという。

3. 認定講習の目標

認定講習は、eラーニング講習及び実技・演習等の方法により、次に掲げる知識、技術等について福祉用具等の専門職として適切な水準を獲得することを目標とする。

- ① 福祉用具・住宅改造等にかかるアセスメント能力
- ② 福祉用具の正しい選定・適合のための専門知識の習得と実践力
- ③ 福祉用具・住宅改造等にかかるプランニングを行うための専門知識の習得と実践力
- ④ 福祉用具の特性と操作方法の理解
- ⑤ 福祉用具・住宅改造等と他のサービスとの連携・必要性の理解
- ⑥ 福祉用具・住宅改造等の供給従事者としての職業倫理の理解
- ⑦ 福祉用具・住宅改造等にかかる相談に携わる専門職としての相談技術

4. 認定講習の実施機関

認定講習は、講習要綱に基づいて理事長が実施する。ただし、理事長が別に定める「福祉用具プランナー認定講習を行う教育機関の指定要件」に該当すると認める教育機関（以下、「教育機関」という。）が当該教育機関の授業の一環として認定講習を実施することができる。

なお、認定講習のうちの集合講習については、理事長が講習要綱のⅡ集合講習要綱（以下、「集合講習要綱」という。）に基づく講習を行うことができると認める機関（以下、「研修機関」という。）が実施することができる。

5. 認定講習の受講者

(1) 公益財団法人テクノエイド協会及び研修機関（以下、「集合講習実施機関」という。）の受講者

受講者は、次の①から③のすべてを満たす者とする。

① 次のいずれかに該当すること

- ア 指定福祉用具貸与事業所又は指定特定福祉用具販売事業所において、福祉用具専門相談員として、その業務に従事している又は従事した経験のある者
- イ 福祉用具関連業務に従事している又は従事した経験のある次の者
保健師、看護師、准看護師、理学療法士、作業療法士、社会福祉士、介護福祉士、義肢装具士、介護支援専門員、建築士
- ウ その他、認定講習を受講することが特に有効であると理事長が認める者

② 認定試験実施日において、福祉用具専門相談員業務または福祉用具関連業務に 2 年以上従事した経験があること。

③ 次の e ラーニング受講環境のすべてを満たすこと

- ア 自宅もしくは職場等で別に定める e ラーニング学習に必要な環境、機材を確保できること
- イ 一般的なパソコン等の操作ができること
- ウ 受講者個人用の e メールアドレスを所持していること

(2) 教育機関の受講者

受講者は、教育機関がそれぞれ決定する。

6. 認定講習の講師

(1) 集合講習実施機関の講師

集合講習の講師は、別紙 2 「福祉用具プランナー認定講習カリキュラム内容及び講師登録基準」（以下、「カリキュラム・講師基準」という。）に基づき公益財団法人テクノエ

イド協会（以下、「協会」という。）に登録された者とする。ただし、これによりがたい場合は、理事長がカリキュラム・講師基準に相当すると認める者を講師とすることができる。

（２）教育機関の講師

教育機関の講師は、履修科目に応じた相応の専門性を有する者の中から教育機関が選定する。

7. 認定試験の実施等

（１）認定試験の実施

認定試験は、認定講習履修後の適切な時期に、理事長が別紙3「福祉用具プランナー認定試験実施要綱」に基づき実施し、認定講習修了者が福祉用具プランナー養成規程（以下、「養成規程」という。）の3「認定講習の目標」に掲げる水準を獲得しているか否かを判定する。

（２）福祉用具プランナー認定試験委員会

認定試験の公正な実施のために、協会に別紙4「福祉用具プランナー認定試験委員会設置要綱」に基づく福祉用具プランナー認定試験委員会を設ける。

8. 福祉用具プランナーの登録及び福祉用具プランナー認定証の交付

（１）認定試験の合格通知を受領した者等は、別紙5「福祉用具プランナーの登録について」により理事長に対して登録簿への登録申請を行うことができる。

（２）理事長は申請内容を審査の上登録簿に登録し、福祉用具プランナー認定証を交付する。

9. 登録の更新

福祉用具プランナーは、登録簿に登録された年度から5年目に別紙6「福祉用具プランナー登録の更新」による更新手続きを行い、登録簿に登録される。

10. 登録の抹消

（１）福祉用具プランナーが、次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、理事長は登録簿から当該者を抹消することができる。

① 罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わっていない者

② 福祉用具プランナーに対する社会的信頼を著しく損なう行為があったと認められ

る者

- ③ 福祉用具プランナーとしての適正な業務を行うことが困難な心身の状態にあると認められる者

(2) 理事長は、登録の抹消を行おうとするときは、あらかじめ当該福祉用具プランナーに弁明の機会を与えなければならない。

11. 情報提供等

協会は、常に福祉用具プランナーの現況を把握するとともに、福祉用具プランナーに対して福祉用具等に関する適切な情報を提供するよう努めなければならない。

12. 秘密の保持

集合講習実施機関、教育機関の関係者及び認定試験委員会委員は、職務上知り得た個人情報等を他に漏らしてはならない。

13. その他

この規程によりがたい事項については、協会と教育機関又は研修機関との協議により定めることとする。

附則 (2020年4月1日)

この規程は、2020年4月1日から施行する。

附則 (2021年4月1日)

この規程は、2021年4月1日から施行する。

(別紙1 別添) 福祉用具プランナー認定講習履修科目及び履修時間

e ラーニング講習科目	履修時間
福祉用具専門職の役割	1.5
福祉用具概論	1.5
福祉用具の情報提供・相談技術	1.5
相談援助のためのプランニングの理解	1.5
相談援助のためのプランニングの実際	1.5
介護保険におけるケアマネジメント	1.5
対人援助技術	1.5
職業倫理	1.5
認知症の理解	1.5
福祉用具供給の業務	3.0
福祉用具供給に係わる法律関係	1.5
介護保険制度と福祉用具	1.5
福祉用具供給のリスクマネジメント	1.5
高齢者の身体特性	1.5
生活における基本動作・ADLの理解	1.5
起居関連用具	1.5
移乗関連用具	1.5
移動関連用具(車いす/杖・歩行器)	3.0
床ずれ防止関連用具	1.5
入浴関連用具	1.5
排泄関連用具	1.5
食事・更衣・整容関連用具	1.5
社会参加関連用具(自助具含む)	1.5
コミュニケーション関連用具	1.5
住宅改造総論	7.5
構造とメンテナンス	1.5
合計	48.0

(時間)

集合講習科目	履修時間
最新情報【講義】	1.5
相談援助のためのプランニングの実際【演習】	1.5
相談援助のためのプランニング演習【演習】	9.0
対人援助技術【演習】	3.0
職業倫理【演習】	1.5
高齢者の身体特性【演習】	1.5
生活における基本動作・ADLの理解【実技】	1.5
起居関連用具【実技】	3.0
移乗関連用具【実技】	3.0
移動関連用具(車いす/杖・歩行器)【実技】	3.0
床ずれ防止関連用具【実技】	3.0
入浴関連用具【実技】	3.0
排泄関連用具【実技】	3.0
食事・更衣・整容の活動と用具【実技】	
社会参加関連用具【実技】	1.5
コミュニケーション関連用具【実技】	
住宅改造【演習】	9.0
構造とメンテナンス【実技】	3.0
合計	51.0

福祉用具プランナー認定試験	1.5
----------------------	------------

総合計	100.5
------------	--------------

(時間)

1. 登録更新の要件

登録更新申請を行う福祉用具プランナーは、前回の登録更新時から今回の登録更新申請時まで、次のいずれかを要件を満たす必要がある。ただし、福祉用具プランナー管理指導者、専門作業療法士（福祉用具）または認定理学療法士（補装具）のいずれかの資格を保有している者を除く。

- (1) 別添1「登録更新のための指定研修」に掲げる1以上の研修等を修了していること。
- (2) 別添2「登録更新のための指定資格」に掲げる1以上の資格を取得していること。
- (3) 福祉用具プランナー認定講習の講師実績があること。

2. 登録更新の申請

登録更新の申請は、所定の書類等を添付した登録更新申請書を理事長に提出し、登録更新料を協会に納付しなければならない。

3. 登録の更新

理事長は、提出された登録更新申請書の内容を審査し、登録更新が適切であると判断した場合に登録を更新する。

4. 登録の抹消

理事長は、登録更新申請を行わなかった福祉用具プランナー及び登録更新が適切でないと判断した者を、その者の登録の有効期限の翌日に登録簿から抹消し、その旨を通知する。

5. 登録抹消後の再登録申請

やむを得ない事情により登録簿から抹消された者は、当該やむを得ない事情を証明する書類を添付して再登録の申請を行うことができる。

(別紙6 別添1) 「登録更新のための指定研修」

【指定研修】

- ① リフトリーダー養成研修 (協会等主催)
- ② 可搬型階段昇降機安全指導員基礎講習 (協会主催)
- ③ 高齢者のための車椅子フィッティングセミナー (協会等主催)
- ④ 車椅子姿勢保持基礎講習 (高齢分野/障害分野) (協会主催)
- ⑤ 福祉用具を安全で安心に利用するための基礎セミナー (協会主催)
- ⑥ 福祉用具・介護ロボット講師養成研修 (協会主催)
- ⑦ 福祉用具プランナー管理指導者養成研修4コース (協会主催)
- ⑧ 車いす・シーティング基礎(技能者)講習 (日本車椅子シーティング協会主催)
- ⑨ シーティングエンジニア養成講習 (日本車椅子シーティング協会主催)
- ⑩ 車いす安全整備士 (日本福祉用具評価センター主催)
- ⑪ おむつフィッター (はいせつ総合研究所主催)
- ⑫ 福祉用具プランナー研究ネットワークの主催する研修または研究大会
- ⑬ 介護実習・普及センター等が主催するプランナーの実技スキルアップ研修
- ⑭ ICFの視点に基づく自立生活支援の福祉用具(eラーニング)
- ⑮ その他、テクノエイド協会が指定研修に該当すると認めた研修

(別紙6 別添2) 「登録更新のための指定資格」

【指定資格】

- ① 作業療法士
- ② 理学療法士
- ③ 看護師
- ④ 保健師
- ⑤ 介護福祉士
- ⑥ 社会福祉士
- ⑦ 義肢装具士
- ⑧ 介護支援専門員
- ⑨ 建築士